

第 1 審査会の結論

広島県収用委員会（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった部分開示決定について、開示請求の対象となる行政文書として「① 広島空港の延長工事に係る収用の目的がわかる書類一式，② 収用した物件の明細一覧表及び図面」を特定したことは、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成 19 年 7 月 2 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、「○広島空港の延長工事に係る収用の目的がわかる書類一式 ○収用した物件の明細一覧表及び図面」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、「① 広島空港の延長工事に係る収用の目的がわかる書類一式，② 収用した物件の明細一覧表及び図面」を本件請求の対象となる行政文書（以下「本件対象文書」という。）として特定の上、条例第 10 条第 2 号（個人情報）に該当する情報が含まれることを理由に、行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 19 年 7 月 27 日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 19 年 7 月 30 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

広島空港第二期工事に関する書類の開示を請求したが、本件処分により一部しか開示されておらず、他に本件対象文書が存在することから、その開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、次のとおりである。

- (6) 土地の売買契約と土地収用というのは別物ではなく、一緒のものである。また、土地収用と土地の売買契約というのは、法律的には別物だと思っており、収用されるものが売買契約書に変わったかと思っていたが、収用が決定されたものである。広島空港第1期工事で滑走路2500mの残土を全部入れたから、3000mの滑走路が出来たわけで、その土地を収用されているわけであるが、何故、売買した時に、森林公園にならないといけないのか。森林公園と滑走路とを区別しているはずだから、そういう厳密な書類を見せて欲しいということである。
- (7) 以上のことから、本件土地区画整理事業関係で使用する土地の目的、明細及び内訳がわかる文書も併せて開示を求めるものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明している内容を総合すると、本件対象文書を特定して部分開示した理由などについては、おおむね次のとおりである。

1 本件対象文書について

本件対象文書は、広島空港滑走路延長事業に伴う進入灯工事及びこれに伴う附帯工事の起業者である運輸大臣代理人大阪航空局長が、土地収用法（昭和26年法律第219号）第40条に基づいて作成した裁決申請書及び同法第47条の3に基づいて作成した明渡裁決申立書の一部である。

平成11年4月1日付けで、運輸大臣代理人大阪航空局長が当委員会に対し、裁決申請及び明渡裁決の申立てを行ったため、当委員会が本件対象文書を取得したものである。

2 対象文書の特定について

本件請求は、広島空港の延長工事に係る収用の目的並びに収用した物件の明細及び位置に関する情報の開示を求めるものであることから、裁決申請書中の広島空港の延長工事に係る事業計画を示した「事業計画書」並びに明渡申立書中の収用した物件の明細一覧表である「土地にある物件の種類及び数量」及び「物件位置図」を本件対象行政文書として特定したものである。

上記「事業計画書」上には、収用の目的として事業の施行を必要とする公益上の理由や起業地を当該事業に用いることが相当であること、又は土地等の適正かつ合理的な利用に寄与することになるといった具体的事項が記載されている。

また、「土地にある物件の種類及び数量」はまさしく、開示請求者が求めるところの物件の明細一覧表及び図面に該当するものである。

よって、当委員会の対応に不合理な点は認められない。

なお、異議申立人が不明瞭である旨を主張している土地区画整理事業区

域内に位置するものの明細と内訳がわかる書類を当委員会は保有していない。

その理由としては、次の点が挙げられる。そもそも、区画整理事業とは、区域内の土地を換地することを内容とするものであり、土地収用制度とは異なる別の制度により行われているものである。

広島空港の延長工事に係る収用の裁決申請及び明渡裁決の申立てに、土地区画整理事業に関する書類は不要のため、当委員会が、異議申立人が主張する「明細」と「内訳」のわかる文書を作成又は取得するに至らないことは明らかである。

3 開示可否の判断について

対象文書のうち、「土地にある物件の種類及び数量」に含まれる個人の住所、氏名の個人に関する情報については、特定の個人が識別される情報であることは明らかである。

したがって、条例第10条第2号に該当し、不開示とすべきである。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書等について

本件対象文書は、「① 広島空港の延長工事に係る収用の目的がわかる書類一式、② 収用した物件の明細一覧表及び図面」である。

異議申立人は、「請求したもののうちの一部しか開示されておらず、土地区画整理事業のことに関する文書の開示も求める。」として、本件対象文書以外にも特定すべき文書が存在すると主張しているが、実施機関は、本件請求に該当する内容の文書として本件対象文書を特定したものであり、異議申立人の上記主張は当たらないとしているので、本件対象文書の特定の妥当性について、以下検討する。

なお、前記第2の2のとおり、実施機関は、前記②の対象文書に記載された個人情報を開示とされていたが、異議申立人は、この点については異議を申し立てていないことから、審議対象に含めないものと判断する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 条例第6条第1項によれば行政文書の開示を請求しようとするものは、実施機関に対して、開示請求をしようとする行政文書を特定するために必要な事項を記載した書面を提出しなければならないとされているところであり、開示請求のあった行政文書が何であるのか、すなわち対象文書の特定にあたっては、開示請求書に記載された内容により合理的にとらえるべきである。
- (2) 本件対象文書の特定の考え方等について、実施機関は、本件請求は、広

島空港の延長工事に係る収用の目的並びに収用した物件の明細及び位置に関する情報の開示を求めるものであることから、裁決申請書中の広島空港の延長工事に係る「事業計画書」並びに明渡申立書中の収用した物件の明細一覧表である「土地にある物件の種類及び数量」及び「物件位置図」を特定したものと主張している。

そして、当該「事業計画書」上には、収用の目的として事業の施行を必要とする公益上の理由や起業地を当該事業に用いることが相当であること、又は土地等の適正かつ合理的な利用に寄与することになるといった具体的事項が記載されており、また、「土地にある物件の種類及び数量」はまさしく、開示請求者が求めるところの物件の明細一覧表及び図面に該当するものであるとも主張している。

- (3) 本件請求書上の宛先欄には、県収用委員会と記載されており、かつ、請求内容欄には、前記1の対象文書の件名と同一の文言が記載されていることから、前記(1)のとおり、請求対象文書の特定に当たっては、開示請求書に記載された内容により合理的にとらえるべき点にかんがみると、本件請求が土地収用法に基づく収用関係に限定したものであることは明らかである。
- (4) また、当審査会において、実施機関が保有する本件対象文書及び関連資料を見分したが、異議申立人が主張するところの区画整理事業関係の文書は見当たらなかった。このため、前記(2)の実施機関の説明には、合理性が認められる。
- (5) なお、異議申立人は、本件請求を行った後に、口頭による意見陳述等で本件対象文書の他にも開示すべき文書がある旨を主張していることから、以下この点につき検討する。

異議申立人は、土地区画整理事業に伴う土地の売買契約と滑走路延長事業に伴う土地収用というのは別物ではなく、一緒のものであると主張し、本件対象文書として特定された文書以外にも土地区画整理事業関係の情報も開示されるべきであると主張している。

しかしながら、土地区画整理事業は、土地区画整理法に基づくもので、土地収用法に基づく土地収用制度とは、法令上の根拠が異なり、実施機関である県収用委員会が、土地区画整理事業を所管していないことは明らかであり、同事業に係る文書を保有していないとしても不自然ではないことが認められる。

- (6) 以上のことから、実施機関が本件対象文書を、本件請求に対応する文書として特定し部分開示した決定は妥当であると認められる。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 審査会から実施機関への要望

当審査会は、本件対象文書の特定の妥当性について前記のとおり判断するが、当審査会が異議申立人から意見等を聴取する過程において、異議申立人やその関係者が強制収用された土地や区画整理事業に関係する利害関係人として、収用等が行われた土地の範囲や境界について十分に把握できていないことが、本件請求の原因となっていることが認められた。

また、実施機関である県収用委員会が所管している土地収用制度と知事部局の関係課が所管している土地区画整理事業とが、法令上は別個の制度であることを異議申立人が必ずしも十分に認識しているとは言えないという側面があることもうかがわれた。

このため、実施機関においては、これまでも一定の説明は行ってきたと考えられるが、土地区画整理事業の関係課とも連携して、異議申立人に対し、可能な範囲での説明をされるよう望むものである。

なお、異議申立人やその家族が、広島県個人情報保護条例に基づく自己情報開示請求を行って開示可能な資料等があるのであれば、当事者としての側面も有している異議申立人に対し、併せて、そういった制度があることも説明されるよう望むものである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
19. 8. 29	・ 諮問を受けた。
19. 9. 11	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
19. 10. 30	・ 実施機関から理由説明書を收受した。
19. 11. 1	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
19. 11. 9	・ 異議申立人から意見書を收受した。
19. 11. 13	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
22. 5. 27 (平成 22 年度第 2 回)	・ 諮問の審議を行った。
22. 6. 24 (平成 22 年度第 3 回)	・ 諮問の審議を行った。
22. 7. 22 (平成 22 年度第 4 回)	・ 異議申立人から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
22. 8. 11 (平成 22 年度第 5 回)	・ 諮問の審議を行った。
22. 9. 27 (平成 22 年度第 6 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第2部会】

荒 井 秀 則	弁護士
中 坂 恵美子	広島大学大学院准教授
山 本 一 志 ※平成22年7月27日まで	弁護士
横 藤 田 誠 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授